

諮問庁：厚生労働大臣

## 理由説明書

## 1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者（以下「請求者」という。）は、平成31年1月28日付けで、厚生労働大臣（以下「原処分庁」という。）に対して、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、「医師・歯科医師行政処分の流れ」（以下「本件開示請求」という。）に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、原処分庁が平成31年2月28日付け厚生労働省発医政0228第4号により部分開示決定（以下「原処分」という。）を行ったところ、請求者はこれを不服として、同年3月11日付け（12日受付）で本件審査請求を提起したものである。

## 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分の全てを新たに開示した上で、「意見の聴取等実施マニュアルの改正について」も、本対象行政文書として特定し、開示決定を行うことが妥当であると考える。

## 3 理由

## (1) 本件対象行政文書の特定について

本件審査請求に係る開示請求は、「医師及び歯科医師に対する行政処分を出す際の内部手続が書いてある文書（厚労省HPに掲載されている文書は除く。）（最新版）」に関して行われたものであるが、原処分庁は「医師・歯科医師行政処分の流れ」及び「意見の聴取等実施マニュアルの改正について」を、本件対象行政文書として特定した。

## ア 「医師・歯科医師行政処分の流れ」

「医師・歯科医師行政処分の流れ」は厚生労働省大臣が医師及び歯科医師に行政処分を行うにあたり、事案の情報の収集や意見・弁明の聴取の手続きの一連の流れが記載されている。

## イ 「意見の聴取等実施マニュアルの改正について」

「意見の聴取等実施マニュアルの改正について」は行政処分を行うにあたり、都道府県知事が当事者から意見の聴取を行うに際の実施方法等が記載されている。

## (2) 不開示情報該当性について

## ア 法第5条第5号該当性について

「意見の聴取等実施マニュアルの改正について」の記載事項のうち、実際に都道府県知事が意見等の聴取等を実施する際の具体的な手続きについて記載された部分には、その部分を開示することで、意見の聴取等の対象者が具体的にどのような聴取を行っているかを把握しうこととなり、聴取の対象者が前もって聴取の項目や、審議にあたって必要となる情報を明らかにすることで、特定の者に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、法第5条第5号に該当するため、一部を開示することとする。

#### （3）新たに開示する部分について

原処分において不開示とした情報のうち、医師・歯科医師行政処分の流れの全ては厚生労働省のホームページ（<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-20250811-2g.html>）上に掲載されており、法第5条第1号イに該当することから、不開示情報には該当しないため、原処分を取り消し、対象文書の全部を開示する。

#### （4）審査請求者の主張について

請求者は、審査請求書の中で、「医師・歯科医師行政処分の流れは、その全部が厚生労働省HPで公表されている（資料1）ことから、不開示情報に該当しない。」などと述べており、本件対象行政文書のうち「医師・歯科医師行政処分の流れ」は3（3）で示したとおり、不開示情報に該当しないため、請求者の主張を認める。

また、審査請求書の中で、「開示請求文書としての『医師及び歯科医師に対する行政処分を出す際の内部手続きが書いてある文書』に該当する文書は他にも存在するかもしれない。」などと述べており、3（1）で示したとおり、本件対象行政文書として「意見の聴取等実施マニュアルの改正について」を本件対象行政文書として新たに特定し、請求者の主張を認める。

### 4 結論

- 以上のとおり、本件対象文書の一部を不開示とした原処分を取り消し、文書の全部を開示し、新たに特定した「意見の聴取等実施マニュアルの改正について」の一部を開示することが妥当と考える。